

約を解約することができる。ただし、甲乙間でこれと異なる取り決めがされている場合はこの限りではない。

第8条（解除）

甲または乙は、相手方が特定技能基準省令第2条第1項第4号各号に規定する欠格事由又は出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項各号に規定する登録拒否事由のいずれかに該当することが認められた場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第9条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は 千葉 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり合意が成立したので、本書面2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保有するものとする。

2026年1月22日締結

神奈川県横浜市瀬谷区橋戸 1-40-14

甲 有限会社シオン開発
代表取締役 シタンガンウィットネリー



千葉県鎌ケ谷市北中沢 1 丁目 18 番 22 号 スカラビル 3F

乙 株式会社 AlphaCep
代表取締役 ジェンティタンガー

